主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人松井繁明の上告趣意第一点は、憲法違反をいうが、原判決は被告人の前科を量刑上参酌しているにすぎず、前犯について再び刑を科したものではないことが明らかであるから、なんら憲法三九条に違反するものではない。このことは当裁判所昭和二四年(れ)第一二六〇号同年一二月二一日大法廷判決、刑集三巻一二号二〇六二頁の趣旨に照らし明らかである。したがつて、所論は理由がない。同弁護人の上告趣意第二点は事実誤認、同第三点は量刑不当の各主張であつて、いずれも適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四六年七月二二日

最高裁判所第一小法廷

Ξ		武	田	下	裁判長裁判官
郎	_	健	隅	大	裁判官
Ξ		益	林	藤	裁判官
_		盛		岸	裁判官